

国富町告示第43号

令和3年国富町議会第3回定例会を次のとおり招集する

令和3年8月30日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 令和3年9月3日

2 場 所 国富町議会議場

○開会日に応招した議員

中村 繁樹君	穂寄 満弘君
谷口 勝君	三根 正則君
日高 英敏君	山内 千秋君
武田 幹夫君	近藤 智子君
飯干 富生君	河野 憲次君
緒方 良美君	横山 逸男君
渡邊 静男君	

○9月7日に応招した議員

同上

○9月10日に応招した議員

同上

○9月16日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和3年 第3回(定例)国富町議会会議録(第1日)

令和3年9月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第3号 令和2年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 承認第4号 専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算(第2号)〕について
- 日程第5 承認第5号 専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算(第3号)〕について
- 日程第6 承認第6号 専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算(第4号)〕について
- 日程第7 認定第1号 令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第47号 令和3年度国富町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第15 議案第48号 令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第49号 令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第50号 令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第51号 令和3年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)について

- 日程第19 議案第52号 国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第53号 国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第54号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第55号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 同意第5号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第24 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第3号 令和2年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 承認第4号 専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算（第2号）〕について
- 日程第5 承認第5号 専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算（第3号）〕について
- 日程第6 承認第6号 専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算（第4号）〕について
- 日程第7 認定第1号 令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第47号 令和3年度国富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第48号 令和3年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

て

- 日程第16 議案第49号 令和3年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第50号 令和3年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第51号 令和3年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第52号 国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第53号 国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第54号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第55号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 同意第5号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第24 同意第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

出席議員（12名）

1番	中村 繁樹君	2番	穂寄 満弘君
3番	谷口 勝君	4番	三根 正則君
5番	日高 英敏君	7番	武田 幹夫君
8番	近藤 智子君	9番	飯干 富生君
10番	河野 憲次君	11番	緒方 良美君
12番	横山 逸男君	13番	渡邊 静男君

欠席議員（1名）

6番 山内 千秋君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	松岡 徳君	町民生活課長	菊池 潤一君
福祉課長	桑畑 武美君	保健介護課長	坂本 透君
農林振興課長	日高 佑二君	農地整備課長	横山 寿彦君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長			横山 香代君
教育総務課長	児玉 和弘君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			佐土原敏郎君
監査委員	山口 孝君		

午前9時29分開会

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。第3回定例会の開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

現在、国内においては新型コロナウイルスの感染第5波により、感染力の強いデルタ株への置き換わりが加速し、全国的に爆発的な感染拡大が広がっています。緊急事態宣言が21都道府県に、まん延防止等重点措置が12県に発令中であり、危機的な感染拡大状況下にございます。

本県もまん延防止等重点措置が対象地域として初適用されました。県独自の緊急事態宣言も発令中で、県内全域の飲食店等に時短営業が要請されているところでございます。

本町は感染が急拡大している宮崎市に隣接し、経済、生活圏も同一エリア内にあることから、町民一人一人が最大限の危機意識を持って感染防止対策を徹底しなければならないと考えます。町民の皆様のご理解とご協力、そして我慢を心からお願いを申し上げます。

さて、東京オリンピックが8月8日に閉幕し、現在は東京パラリンピックが開催中でございます。新型コロナウイルスの影響で難しい大会運営となっておりますが、選手の皆さんは困難な状況下で力を尽くし、全世界の人々に夢と希望・感動を与えてくれております。競技後の選手のインタビューでは、一様に大会関係者、監督、コーチ、家族等への感謝という言葉が涙ながらに発せられ、特に印象に残るコメントでございました。

それでは、第3回定例会には、町長提出議案としまして報告が1件、承認が3件、決算の認定が7件、補正予算が5件、条例関係が4件、同意が2件、諮問が1件でございます。また、一般質問につきましては、4名の議員が通告をされております。

なお、議事の進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様

にご協力をお願い申し上げます。挨拶いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和3年国富町議会第3回定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期定例会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定によりまして、穂寄満弘君、河野憲次君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日から9月16日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日までの14日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（渡邊 静男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、町長から報告第3号についてお願いをいたします。

○町長（中別府尚文君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました報告第3号について御説明いたします。

報告第3号「令和2年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

以上、報告いたします。

○議長（渡邊 静男君） 次に、議会諸般の政務については、別紙の報告書のとおりでありますので、ご了承ください。

次に、今期定例会に受理した陳情及び陳情に類するものは、会議規則第91条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をすることになりましたので、

報告します。

日程第4. 承認第4号

日程第5. 承認第5号

日程第6. 承認第6号

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 議案第47号

日程第15. 議案第48号

日程第16. 議案第49号

日程第17. 議案第50号

日程第18. 議案第51号

日程第19. 議案第52号

日程第20. 議案第53号

日程第21. 議案第54号

日程第22. 議案第55号

日程第23. 同意第5号

日程第24. 同意第6号

日程第25. 諮問第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第4、町長提出、日程第4の承認第4号から日程第6の承認第6号、日程第7の認定第1号から日程第13の認定第7号まで、並びに日程第14の議案第47号から日程第25の諮問第1号までの22件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） ただいま、議題となりました承認第4号から諮問第1号までについて、一括してご説明いたします。

その前に、監査委員に一言お礼を申し上げます。

令和2年度決算を認定に付するに当たりましては、監査委員のお二方には、本町の財務に關す

る事務を長期間にわたり慎重に審査をいただきました。そのご苦勞に対しまして、厚くお礼を申し上げます。審査の過程でご指導いただきましたことは、今後十分留意しまして、より適切な事務の執行に努めてまいります。

それでは、承認第4号「専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算（第2号）〕について」ご説明いたします。

本件につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、県下全ての圏域で8月14日から8月24日まで、飲食店等へ営業時間短縮がされたことに伴う協力金及びその対象とならない町内商工業者への支援金の支給について、令和3年度国富町一般会計補正予算（第2号）を議決する必要が生じましたが、同補正予算の議決について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ここに議会の承認を求めるものであります。

補正の内容としましては、営業時間短縮に伴う協力金として1,815万円、その対象とならない町内商工業者への支援金として1,900万円を追加するもので、これに充てる財源は国・県支出金、地方交付税を見込んでおり、補正後の予算規模は89億1,479万8,000円となります。

次に、承認第5号「専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算（第3号）〕について」は、県による営業時間短縮等が8月25日から8月31日まで延長されたことに伴う協力金の追加支給について、令和3年度国富町一般会計補正予算（第3号）を議決する必要が生じましたが、同補正予算の議決について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ここに議会の承認を求めるものであります。

補正額は、営業時間短縮要請協力金1,155万円で、これに充てる財源は国・県支出金を見込んでおり、補正後の予算規模は、89億2,634万8,000円となります。

次に、承認第6号「専決処分〔令和3年度国富町一般会計補正予算（第4号）〕について」は、県による営業時間短縮等要請期間が9月1日から9月12日までさらに延長されたことに伴う協力金の追加支給について、令和3年度国富町一般会計補正予算（第4号）を議決する必要が生じましたが、同補正予算の議決について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ここに議会の承認を求めるものであります。

補正額は、営業時間短縮要請協力金1,980万円で、これに充てる財源は国・県支出金を見込んでおり、補正後の予算規模は89億4,614万8,000円となります。

次に、認定第1号「令和2年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が全世界の政治・経済・社会に大きな影響を及ぼし

た1年となりました。我が国でも国民の命と暮らしを守るため、国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策や国民の命と暮らしを守る安全と希望のための総合経済対策により累次の補正予算が編成され、あらゆる分野において取組が強化されました。

本県においても宮崎市を中心に感染拡大が続き、緊急事態宣言発令に伴う行動自粛要請等が出されたことにより、観光産業をはじめ、農林水産業、製造業、商業などに大きな影響が及び、地域経済活動に多大なる損失が生じたところであります。

また、本町は宮崎市と隣接する地勢にあつて、社会経済活動や人流も密接に関係することから、多くの町民に対し外出自粛要請による行動制限や感染予防対策へのご理解、ご協力をお願いすることとなりました。

特に、児童生徒の健康・安全を確保するための小中学校の臨時休業、あるいは学校行事の制限、また感染リスクが高いとされた高齢者に配慮するため、老人福祉施設の閉館や、シニア元気アップ運動教室等の開催等もやむなく中止せざるを得ませんでした。

さらには、総合町民祭をはじめ、様々なイベントや地域行事なども中止や延期、あるいは規模縮小せざるを得なくなったことは大変残念でありました。

しかしながら、町内の多くの皆様がボランティアで生活困窮世帯に対する支援や児童生徒へのケア、子ども食堂の開設とこれに対する食材等の提供のほか、「宅食くにとみ・つむぎ便」による食材の配達などにもご尽力いただきましたことは、大変ありがたく感謝の念に堪えません。改めて厚くお礼申し上げます。

こうしたコロナ禍における背景を踏まえ、今決算は、新型コロナウイルス感染症対策を中心とした決算となりました。

本町では、昨年3月に感染予防対策費を専決処分により予算計上し、以来14回の補正予算を計上し、例年にない様々な事業に取り組んでまいりましたが、この間、議会にも幾度となく補正予算の審議に応じていただき、ご理解とご協力を賜りました。心から感謝を申し上げます。

令和2年度決算における新型コロナウイルス感染症対策の主な取組としましては、国民一律10万円の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給をはじめ、高齢者施設、児童福祉施設、医療関係施設への感染防止対策を支援したほか、緊急経済対策では、感染拡大を防止するための外出自粛要請により営業活動に影響を受けた飲食店への支援として、時短要請協力金の支給や家賃補助、さらにはテイクアウト事業を推進するためのプレミアム商品券の発行事業などに取り組みました。

また、地域経済全体を活性化するために県と連携して取り組んだ30%プレミアム付き商品券を発行したほか、低迷する畜産農家や花農家への消費・流通を支援するための経済支援などにも取り組みました。

一方、小中学校施設内での新型コロナウイルス感染防止のため、小中学校トイレの洋式化やコロナ禍におけるオンライン授業を見据えた児童生徒へのタブレット・パソコン整備も進めました。

さらには新型コロナウイルス感染症を契機に加速する情報化社会への変革に対応するため、高度無線環境整備事業により町内未設置地域への光ファイバーの整備を行うなど、ウイズコロナ時代を意識した取組も行ったところです。

その結果、本町の新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の総額は、25億708万3,019円となりましたが、その財源のほとんどは国・県支出金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで対応することができました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策以外でも、人口減少対策をはじめ、少子高齢化対策、地域経済の活性化、気候変動の影響による自然災害への対応など、直面する課題にも向き合い、持続可能なまちづくりを進めるため、財政状況の厳しい中であっても、町民の皆様が将来に希望を持ち、安心安全な暮らしが実現できるよう全力で取り組んできたところであります。

令和2年度の事業を幾つか挙げてみますと、まず、最重要課題である人口減少対策では、平成30年度から継続的に取り組んでいる若者定住促進事業により、令和2年度は40件、122人の方々が町内への定住に結びついたほか、中学生までの子供医療費の完全無料化や、独り親世帯の子育て支援など、子育て世代にとって住みやすいまちづくりを進めながら、さらなる移住・定住対策に取り組みました。

安心安全対策では、国の制度事業を活用し、稲荷仮屋原線ほか1路線、牛の宮山下線の道路改良に着手したほか、町道萩原川上線の町単道路改良を継続して実施しました。

また、国の公共施設等適正管理推進事業による舗装補修工事や防災・安全社会資本整備総合交付金事業によるのり面補修工事など、より快適な道路環境づくりに努めました。

さらに、災害用備蓄品の充実、道路・橋梁の長寿命化補修、木造家屋の耐震化、ため池の整備、消防積載車の更新などにも継続的に取り組んだところです。

商工業振興対策では、町民の生活支援及び町内商工業活性化のため、経済・生活支援対策事業や店舗リフォーム事業を実施したほか、ふるさと納税制度を活用した地元製品の消費拡大に積極的に取り組んだ結果、2億7,931万6,600円という過去最大の寄附金の実績を上げたところです。

農畜産業の振興では、深刻化する農家の高齢化や担い手不足を解消するため、農業次世代人材投資資金の交付や未来を拓く就農者育成支援事業、産地生産基盤パワーアップ事業費補助による施設園芸農家の支援や畜産競争力強化整備事業費補助による規模拡大支援など、次世代を担う農業後継者や新規就農者の育成に力を入れ、本町農業の未来を担う若い力を育てる取組を行いました。

また、林業分野では、森林環境譲与税を活用し、林地台帳管理システムの構築、木材利用の普及促進を目的に、子どもセンターに木育遊具を導入したほか、有害鳥獣による農産物被害の拡大を防止するための取組を強化しました。

健康づくり対策では、各種関係機関とともにコロナ感染予防に全力で取り組みながらも、総合健診事業をはじめ、妊産婦乳児検診事業など、広く町民に対して検診事業や保健指導を行ったほか、予防接種や各種がん検診事業にも引き続き取り組みました。

また、高齢化対策では、来たる超高齢社会に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に向け、保健師を新たに採用し、課題の整理や分析、効果的な支援策の研究に取り組みました。

さらに介護保険事業では、地域で認知症を支える体制づくりや医療と介護をつなぐ仕組みづくりなど、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した超高齢社会への体制づくりに取り組んだところです。

生活環境面では、し尿や浄化槽汚泥を投入する前処理施設を供用開始し、合併処理浄化槽の整備と併せて、快適な生活を営むための生活環境整備に取り組みました。

教育分野では、学校の臨時休業あるいは学校行事等に様々な制限が生じたところであり、児童生徒の心身のケアにも十分配慮しながら学校運営に当たったところですが、教育の振興では、学習指導要領による外国語教育の充実を図るため、ネイティブな英語授業を行うためのALTを増員し、小中学校でも本場の英語を学ぶ機会を増やしました。

また、教育環境の整備では、本庄小学校の長寿命化改修工事に着手し、安心安全で快適な学校施設の整備にも取り組んだところです。

それでは、一般会計の決算の概要を申し上げます。

まず、決算額につきましては、歳入総額119億5,585万4,574円、歳出総額115億6,410万2,878円で、前年度と比較して、歳入が24億1,213万4,808円、歳出が23億2,234万5,146円、それぞれ増額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業が大きく影響しております。

決算収支につきまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億9,175万1,696円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億6,621万3,696円の黒字となっております。なお、実質収支のうち、1億8,400万円は財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、主な財政指標につきましては、財政力指数は0.51で前年度と同じであります。

経常収支比率は89.0%で、前年度より6.0ポイント低下しております。主な要因としましては、分母となる歳入では、主要一般財源である地方交付税の増収があったこと、一方、分子で

ある歳出では、公債費の減や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種事業等が中止となり、当初計画していた経常的な事業の実施ができなくなったことから経常的経費が減少したため、比率が大きく減少したことによるものと考えております。

最後に、地方公共団体財政健全化法における財政指標につきましては、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告書に、4つの指標を掲載しておりますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、本町の一般会計と特別会計は実質収支が全て黒字であるため赤字の比率は発生しておりません。

実質公債費比率は9.7%で、前年度より0.6ポイント低下しております。将来負担比率も90.7%で、前年度より3.6ポイント低下しております。いずれも指標の低下が見られ、国の基準による健全な財政の範囲内に位置しております。

以上、一般会計の決算の概要を申し上げましたが、令和2年度の財政運営に当たっては、これまでに経験したことのない新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、町民の安心安全と日々の暮らしに生きがいを感じられるまちづくりを目指し、誠心誠意取り組んだところであります。

議会の皆様をはじめ町民各位には、多大なるご支援、ご協力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも健全な財政維持に努めながら、効率的かつ効果的な行財政運営に心がけてまいりたいと考えております。

次に、認定第2号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和2年度の決算規模は、歳入総額3億3,200万44円、歳出総額3億2,320万9,612円で、前年度と比較して、歳入が5億8,336万2,320円、歳出が5億8,291万2,347円それぞれ減少しております。減少した主な理由は、工事請負費の減によるものであります。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに879万432円の黒字となっております。

次に、認定第3号「令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和2年度の決算規模は、歳入総額1,057万8,574円、歳出総額943万2,780円であります。

歳入につきましては、令和2年度雑用水使用料金、令和元年度繰越金及び諸収入であります。

歳出につきましては、一般管理費728万4,796円、施設管理費214万7,984円となっております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに114万5,794円の黒字となっております。

次に、認定第4号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和2年度の決算規模は、歳入総額26億2,978万8,270円、歳出総額25億8,796万7,172円で、前年度と比較して、歳入が9,834万4,407円、歳出が1億3,684万5,873円、それぞれ減少しております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに4,182万1,098円の黒字となっております。

歳入の主なものは、県支出金17億7,219万7,105円、国民健康保険税4億9,501万6,231円、繰入金3億4,160万9,561円、歳出の主なものは、保険給付費17億4,062万8,379円、国民健康保険事業費納付金7億8,530万9,806円であります。

次に、認定第5号「令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和2年度の決算規模は、歳入総額2億5,173万7,235円、歳出総額2億4,893万1,182円で、前年度と比較して、歳入が1,997万4,161円、歳出が1,951万3,761円、それぞれ増加しております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに280万6,053円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,926万7,000円、繰入金8,951万3,382円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,216万2,736円で、歳出総額の97.3%を占めております。

次に、認定第6号「令和2年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和2年度の決算規模は、歳入総額24億5,201万8,124円、歳出総額24億2,510万4,267円で、前年度と比較して、歳入が1,496万7,990円増加し、歳出が1,161万499円減少しております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに2,691万3,857円の黒字となっております。

歳入の主なものは、介護保険料3億9,968万4,400円、国庫支出金6億4,293万3,551円、支払基金交付金6億1,755万7,758円、繰入金5億106万5,849円あります。

歳出の主なものは、保険給付費21億9,714万2,358円、地域支援事業費1億3,216万9,841円となっております。

次に、認定第7号「令和2年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度国富町水道事業会計決算の認定について」、剰余金の処分につきましては、資本的収支の不足額を減債積立金

から3,716万6,586円取り崩して対応しております。この取り崩し額と同額を自己資本金へ組み入れ、3,000万円を減債積立金へ積み立てる剰余金処分（案）をご提案いたします。

決算状況につきましては、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支では、収入4億3,120万9,090円、支出3億5,099万7,611円で、前年度と比較して、収入が548万4,848円増加し、支出が3,517万7,177円減少したことから、8,021万1,479円の純利益を生じております。

資本的収支では、収入9,342万7,806円、支出2億8,827万8,396円で、前年度と比較して、収入が992万7,806円、支出が939万8,859円それぞれ増加し、不足となる1億9,485万590円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

主な事業としましては、令和2年度建設改良工事で嵐田地区配水管布設替工事や森永浄水場送水ポンプ更新工事を、令和元年度繰越分で県道高鍋高岡線道路改良に伴う配水管布設替工事や県道旭村木脇線道路改良に伴う配水管布設替工事を実施いたしました。

利用状況については、区域内の給水人口が1万8,687人と、前年度に比べて134人の減となり、現在給水区域内人口に対する普及率は99.5%となっております。

次に、議案第47号「令和3年度国富町一般会計補正予算（第5号）について」は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の追加や人事異動に伴う人件費の増減額の補正のほか、国や県の制度事業の導入に伴う事業費の追加や町単独事業、災害復旧事業に要する経費を補正するもので、補正額は1億7,219万1,000円、補正後の予算規模は91億1,833万9,000円となります。

以下、その主なものについて概要をご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策関連では、ワクチン接種に係る対象者の年齢引下げと接種事業期間の延長に伴い、ワクチン接種等委託料及び事業実施に係る経費を追加するほか、感染拡大防止を図るための人流抑制等により、業績に影響を受けている公共交通事業者等への事業支援金を計上しております。

国・県の制度事業では、本町農業の未来を担う若い力を育てるため、認定・新規就農者に対する農業次世代人材投資資金を追加するほか、国の公共施設等適正管理推進事業への採択を受け、舗装補修工事費を計上しております。

その他、町単独事業では、現在通園している乳幼児が特別児童扶養手当の対象となったため、障害児保育事業費補助金を計上するほか、APハウス建設予定者の増加に伴う施設園芸ハウス建設支援事業費補助金や、繁殖牛の増頭を計画している畜産農家への繁殖牛施設建築事業費補助金などを追加しております。

災害復旧事業では、昨年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨で被災した生活道の災害復旧費

を計上しております。

以上、補正の概要を申し上げましたが、これに充てる財源は、国県支出金 3,170 万円、繰越金 6,499 万 9,000 円、町債 7,480 万円などを見込んでおります。

次に、議案第 48 号「令和 3 年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入につきましては、前年度繰越金の追加を行うものであります。歳出につきましては、職員人件費の減額と、需用費及び委託料の追加を行うものであります。

補正額は 269 万 7,000 円で、補正後の予算規模は 3 億 4,249 万 7,000 円となります。

次に、議案第 49 号「令和 3 年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、職員人件費の増額と、過年度交付金等の確定に伴う保険給付費等の追加を主に行うものであります。

補正額は 585 万 6,000 円で、補正後の予算規模は 2 億 3,781 万 9,000 円となります。

次に、議案第 50 号「令和 3 年度国富町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」は、職員人件費の減額と、令和 2 年度介護給付費負担金等の確定に伴う国・県等への返還金の追加を主に行うものであります。

補正額は、3,262 万 5,000 円で、補正後の予算規模は 2 億 3,732 万 5,000 円となります。

次に、議案第 51 号「令和 3 年度国富町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、収益的収支のうち、職員人件費の追加を行うものであります。

補正額は 430 万 1,000 円で、補正後の予算規模は 7 億 1,548 万 5,000 円となります。

次に、議案第 52 号「国富町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」及び議案第 53 号「国富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、法律の条文に号ずれ等が生じたことによる関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第 54 号「国富町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正及び産業競争力強化法等の一部改正に伴うものでありますが、第 1 に、令和 6 年度以後の個人住民税から適用となる、国外居住親族に係る扶養控除の適用要件の見直しに係る改正、第 2 に、医療費控除の特例を 5 年間延長する措置及び医療費控除特例制度の対象医薬品の見直しに係る改正、第 3 に、先端設備を導入する企業等の固定資産税償却資産分の優遇措置をする経済産業省関

係省令の改正に伴う改正を行うものであります。

次に、議案第55号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再交付手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することができるようになったことによる関係条文の改正を行うものであります。

次に、同意第5号「公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、令和3年11月5日をもって任期満了となります宮川久幸氏を再度選任するため提案するものであります。

提案いたします宮川氏は、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関する識見も高く、適任者であると考えますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、ここに議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号「教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、令和3年11月5日をもって任期満了となります山本憲一氏を再度任命するため提案するものであります。

提案いたします山本氏は、人格高潔で教育に関する識見も高く、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、ここに議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、令和3年12月31日をもって任期満了となります落合眞蔵氏を再度推薦するため、ここに提案するものであります。

提案いたします落合氏は、人格・識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考えますので、ここに議会の意見を求めるものであります。

以上、概要をご説明いたしましたが、補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（渡邊 静男君） 補足説明を求めます。矢野財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） それでは、議案第47号「令和3年度国富町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、補足説明をいたします。

予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条におきまして、今回の補正額は1億7,219万1,000円を追加するものとなっております。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページに掲載しておりますので、6ページのほうをお開きください。

第2表地方債補正の1追加につきましては、昨年6月から7月にかけて発生しました梅雨前線豪雨により被災した生活道に係る過年発生単独災害復旧事業の財源としまして、町債を追加するものであります。

また、2変更の道路橋梁整備事業については、起債事業として認められました舗装補修事業に係る財源について、町債の限度額を変更するものであります。

続いて、事項別明細書、歳入の17ページをお願いいたします。

まず、歳入の16款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種費負担金1,010万8,000円ですが、ワクチン接種対象者の年齢引下げと接種事業期間の延長に伴うワクチン接種委託料に係る国庫負担金であります。

また、2項国庫補助金、3目衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金691万6,000円は、ワクチン接種事業の期間延長に伴う事務費や資材等借り上げ料に対するものです。

なお、歳出では、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に予算を計上しております。

次に、17款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金の市町村交通事業者支援事業費補助金736万円は、感染拡大防止のための人流抑制等により営業実績に影響を受けた公共交通事業者等への支援金のうち、県からの補助金を計上しております。

また、4目農林水産業費補助金の農業次世代人材投資資金420万円は、次世代を担う認定新規農業者の増員に伴うもので、次の県産農畜水産物学校給食提供推進事業費補助金307万円は、コロナ禍におけるインバウンド消費や外食需要の減少に伴い、地産地消及び応援消費の促進を図るため、町内産牛肉を学校給食に提供するための県補助金であります。いずれも歳入歳出同額の補正となっております。

次に、21款繰越金6,499万9,000円ですが、これは令和2年度繰越金のうち、今回の補正予算に要します一般財源の必要額を計上しております。

続いて、18ページをお願いいたします。

23款町債につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりですが、歳出では、道路維持費、公共土木施設災害復旧費で、対象経費を計上しております。

続いて歳出の説明となりますが、歳入で説明したものにつきましては割愛させていただきます。

また、全体にわたりまして人件費等に係る予算の補正が計上されておりますが、これは本年4月の人事異動により各費目に過不足が生じているための補正であります。

それでは21ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目諸費の11節役務費の広告料400万円です。コロナ禍において消費が減少している地元産返礼品の消費拡大を促すため、ふるさと納税サイトでのPR

広告を強化するための経費となっております。

23ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の22節償還金利子及び割引料についてですが、それぞれ令和2年度事業費の確定に伴いまして、国・県支出金の返還金を計上しているものになります。

25ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農地地の10節需用費の緊急土地改良施設維持補修費210万円ですが、農業用施設の老朽化等によりまして補修箇所が増えているため、これに対する補修費を追加するものとなっております。

続いて26ページをお願いいたします。

7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費の14節工事費。7,500万円ですが、国の制度事業を活用した舗装補修工事費と町単独での側溝改修工事費を計上しております。

続いて27ページをお願いいたします。

4項住宅費、1目住宅管理費の10節需用費の修繕料です。定住促進住宅の空き住戸の有効活用を図るため、内装等を補修するための経費を計上しております。

続いて28ページをお願いいたします。

9款教育費の2項小学校費、2目教育振興費の18節負担金補助及び交付金の授業目的公衆送信補償金ですが、これはICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスを取るため、補償金を一括で支払うことで、著作物を無許諾利用できるようにするための補償金を計上するものです。

なお、次の中学校費についても同様の予算を計上しております。

4項社会教育費、2目社会教育施設費、10節需用費の修繕料150万円ですが、主に改善センター内のトイレの手洗い、小便器の自動水洗化を図るための経費を計上しております。

また、14節工事請負費の改善センター調理室改修工事ですが、施設の老朽化や衛生面で改修が必要な調理室の調理台の更新、給排水及びガス管の改修、床の張替え、電気工事等を行うための費用となっております。

最後に、今回の一般会計補正予算（第5号）に計上しております側溝改修工事、舗装補修工事、単独災害復旧工事に係る工事等の予定箇所につきましては、議会資料の1ページに掲載しておりますので、御覧ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（渡邊 静男君） ほかに補足説明ございませんか。

この際、令和2年度決算認定に対する監査委員の審査報告を求めます。山口代表監査委員。

○監査委員（山口 孝君） おはようございます。監査委員を代表いたしまして、令和2年度国富町一般会計、令和2年度国富町公共下水道事業特別会計、令和2年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計、令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計、令和2年度国富町後期高齢者医療特別会計、令和2年度国富町介護保険特別会計及び令和2年度国富町水道事業会計の各決算について、審査の結果をご報告申し上げます。

まず、審査に当たりましては、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に基づいて様式等が作成されているか、計数は正確であるか、決算書と事項別明細書の間で予算現額、収入済み額及び支出済み額等の金額は一致しているか、翌年度繰越額は繰越計算書の金額と一致しているか、違法または不当な支出はないか、元年度決算における2年度への繰越金は相違なく2年度の歳入に計上されているか、収入・支出科目の誤りはないか、予備費充用及び予算流用の理由や手続は正確であるかなど、関係書類による照合を行いました。

あわせて、予算の執行状況及び決算の内容について、事業の実施状況や不用額発生の変因等、関係職員から説明を求め、現地調査も実施するとともに、年度比較による増減の内容等を審査いたしました。

次に、水道事業会計の審査に当たっては、決算書類について地方公営企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているかを確認し、それらの計数が正確であるか、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかなど、関係書類による照合を行いました。

あわせて、決算の内容、事業の執行状況等について、関係職員から説明を求めるとともに、年度比較による経営内容等を審査いたしました。

詳細につきましては、提出しております令和2年度国富町決算審査意見書に記載しておりますので、概要について申し上げます。

最初に、一般会計についてであります。

決算額は、歳入総額119億5,585万4,574円、歳出総額115億6,410万2,878円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億9,175万1,696円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額）2,553万8,000円を差し引いた実質収支は、3億6,621万3,696円の黒字となっております。

さらに、単年度収支は7,777万1,662円の黒字、実質単年度収支は5,094万6,338円の赤字となっております。

次に、公共下水道事業特別会計について、決算額は、歳入総額3億3,200万44円、歳出総額3億2,320万9,612円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに879万432円の黒字となっております。

次に、綾川雑用水管理事業特別会計について、決算額は、歳入総額1,057万8,574円、歳出総額943万2,780円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに114万5,794円の黒字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計について、決算額は、歳入総額26億2,978万8,270円、歳出総額25億8,796万7,172円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに4,182万1,098円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について、決算額は、歳入総額2億5,173万7,235円、歳出総額2億4,893万1,182円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに280万6,053円の黒字となっております。

次に、介護保険特別会計について、決算額は、歳入総額24億5,201万8,124円、歳出総額24億2,510万4,267円で、決算収支は、形式収支、実質収支ともに2,691万3,857円の黒字となっております。

次に、水道事業会計について、税抜きで収益的収入額4億3,120万9,090円に対し、収益的支出額は3億5,099万7,611円で、差引き8,021万1,479円の純利益を生じております。この純利益に、前年度繰越利益剰余金7,022万3,094円及びその他未処分利益剰余金変動額3,716万6,586円を加えた1億8,760万1,159円が2年度未処分利益剰余金となります。

また、資本的収入及び資本的支出については、資本的収入額9,342万7,806円から資本的支出額2億8,827万8,396円を差し引き、1億9,485万590円の不足を生じております。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

以上、令和2年度各会計の決算審査に当たりましては、初めにも申し上げましたが、歳入歳出ともに綿密に関係帳簿及び証書類と照合し、慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計、公共下水道事業特別会計、綾川雑用水管理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計を通じて、決算における計数に誤りはなく、関係書類もよく整理され、会計経理は適正であったことを認めました。

また、水道事業会計については、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。

次に、地方自治法第241条第5項に規定する基金の運用状況については、適正に運用されており、各基金の運用状況調書の係数はいずれも正確であったことを認めました。

令和2年度行財政の運営は、非常に厳しい状況の中であって、人口減少対策や高齢化対策、安心安全対策をはじめ、各方面において町民福祉の増進が図られたものと認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に

より審査に付された、令和2年度決算に基づく国富町健全化判断比率及び資金不足比率等の書類は、審査の結果、いずれも適正に作成されているものと認められますので、別冊で配布いたしております審査意見書のとおり報告いたします。

以上、審査の概要を申し上げましたが、あわせて、決算審査に対します関係各位のご協力に感謝申し上げます、審査報告といたします。

○議長（渡邊 静男君） 監査委員におかれましては、このコロナ禍の中での膨大な調書の取りまとめや、きめ細かな分かりやすい審査意見書の作成等で激務の連日であったと思います。誠にご苦労さまでございました。心からご慰労を申し上げます。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了をいたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時31分散会
